

東海地震事前対策編

府中市地域防災計画（東海地震事前対策編）の章立て

第1章	対策の目的	P1
第2章	防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱	P3
第3章	事前の備え	P5
第4章	東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報 発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応	P11
第5章	警戒宣言時の応急活動体制	P16
第6章	市民・事業所等の取るべき措置	P35

目次

第1章 対策の目的

第1節 東海地震事前対策の目的	1
第2節 基本的な考え方	1
第3節 東海地震に関する事前対策の体系	2

第2章 防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱	3
1 市	3
2 府中警察署・府中消防署	3
3 指定公共機関	4
4 協力機関	4

第3章 事前の備え

第1節 具体的な取組	5
1 広報及び教育	5
1-1 広報	5
1-2 教育指導	6
(1) 児童・生徒等に対する教育	6
(2) 自動車運転者に対する教育	7
2 事業所に対する指導等	7
2-1 事業所防災計画等の作成	7
(1) 防災体制の確立	7
(2) 情報の収集伝達等	7
(3) 安全対策面からの営業の方針	8
(4) 出火防止及び初期消火	8
(5) 危害防止	8
2-2 事業所に対する指導	8
(1) 対象事業所（一般事業所）	8
(2) 事業所指導の内容	9
2-3 防災訓練	10

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

第1節 具体的な取組	11
1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	11
1-1 情報名、情報内容及び都・市・防災関係機関の配備態勢	11
1-2 情報活動	12
2 東海地震注意情報発表時の対応	13
2-1 情報名、情報内容及び都・市・防災関係機関の配備態勢	13
2-2 伝達体制	13
2-3 市・警視庁・東京消防庁の活動体制	14
2-4 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	14
2-5 注意情報時の混乱防止措置	15

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

第1節 具体的な取組	16
1 活動態勢	17
1-1 市の活動体制	17
(1) 府中市災害対策本部の設置	17
(2) 本部の所掌事務	17
1-2 その他の防災関係機関の活動体制	17
1-3 相互応援協力	18
2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	19
2-1 警戒宣言の伝達等	19
(1) 一般市民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段	19
(2) 伝達態勢	20
(3) 伝達事項	21
2-2 警戒宣言時の広報	21
(1) 市の広報	21
(2) その他の防災関係機関の広報	22
2-3 交通対策	22
(1) 交通対策の基本	22
(2) 運転者等の取るべき措置	22
(3) 交通管理者の取るべき措置	23
(4) 道路管理者等の取るべき措置	23
3 公共輸送対策	24
3-1 鉄道対策	24
(1) 情報伝達	24
(2) 列車運行措置	24
(3) 乗客集中防止対策	25
(4) 主要駅での対応	25
3-2 バス、タクシー等対策	25

(1) 情報伝達	25
(2) 運行措置	26
(3) 混乱防止措置	26
4 学校対策	27
4-1 注意情報発表時の対応	27
(1) 児童生徒等に対する伝達と指導	27
(2) 注意情報が発表された時の学校（園）における対応措置の保護者への周知	27
4-2 注警戒宣言時の対応	28
(1) 在校時	28
(2) 校外指導時	29
4-3 学校（園）におけるその他の対応策	29
4-4 警戒解除宣言の連絡等	29
5 電話通信対策	30
5-1 警戒宣言時のふくそう防止措置	30
5-2 広報措置の実施	31
5-3 防災措置の実施	31
6 電気、ガス、上下水道対策	32
6-1 電気（東京電力）	32
6-2 ガス	32
6-3 上水道	32
6-4 下水道	32
7 避難対策	33
7-1 事前対策	33
(1) 危険が予想される地区の選定	33
(2) 避難者収容施設の指定	33
(3) 周知、伝達方法	33
7-2 警戒宣言時における対応	33
(1) 避難勧告	33
(2) 避難所開設に伴う対応措置	34
(3) 避難所等における市職員の配置	34
(4) 避難生活の維持・運営	34

第6章 市民・事業所等の取るべき措置

第1節 具体的な取組	35
1 市民の取るべき措置	35
1-1 平常時	35
1-2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	36
1-3 警戒宣言が発せられたときから発災まで	36
2 自主防災組織の取るべき措置	37
2-1 平常時	37
2-2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	37
2-3 警戒宣言が発せられたときから発災まで	38

2-4	その他	38
3	事業所の取るべき措置	38
3-1	平常時	38
3-2	注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで	38
3-3	警戒宣言が発せられたときから発災まで	39

第1章 対策の目的

第1節 東海地震事前対策の目的

- 東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、市、都及び各防災関係機関が一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。
- 府中市は、東海地震が発生した場合、震度5強程度と予想されることから、強化地域として指定されなかった。震度5程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されることから、警戒宣言が発せられた場合に備えた対策を取ることとし、「府中市地域防災計画」に組み入れものである。
- 警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 府中市は、強化地域でなく、「大規模地震対策特別措置法」が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。

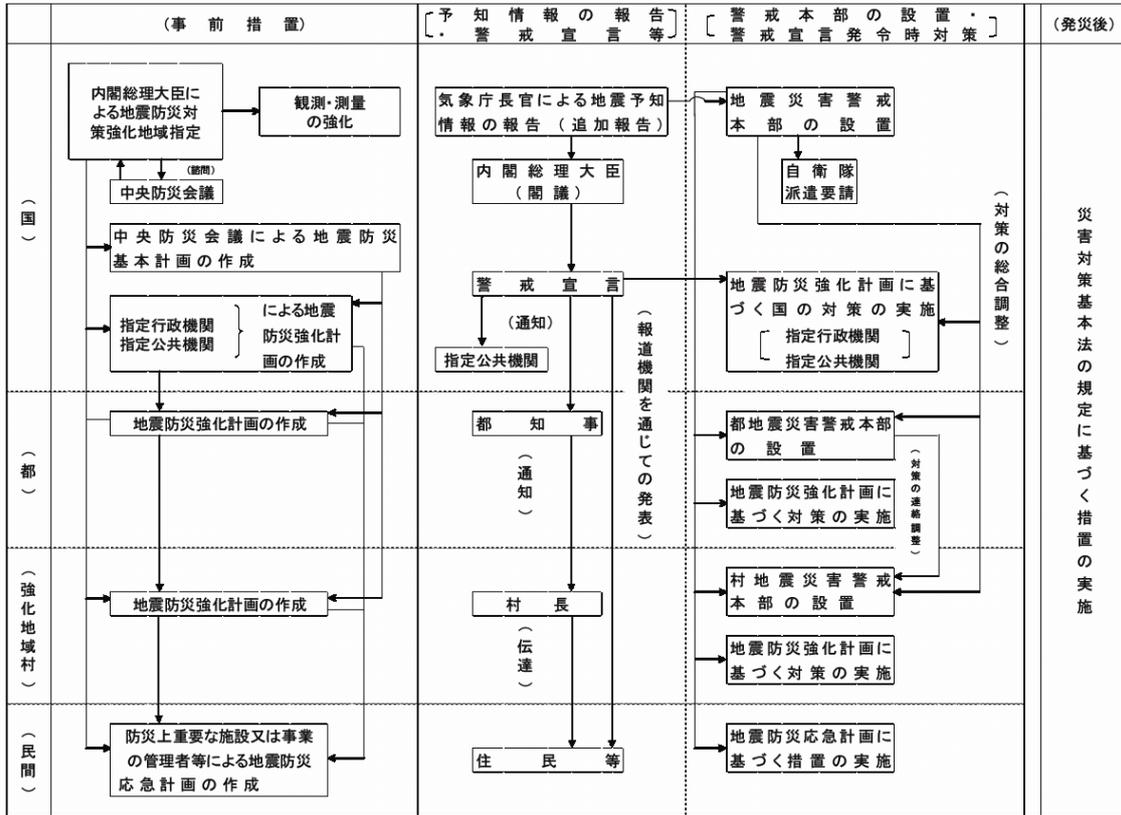
第2節 基本的な考え方

- 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- 本対策は、次の事項に留意し策定した。
 - ・ 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応を執ることとする。
 - ・ 警戒宣言が発せられた時点には、地震発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
 - ・ 市及び各防災関係機関と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 東海地震に関する事前対策の体系

○ 「大規模地震対策特別措置法」が定める東海地震の強化地域に係る事前対策の体系は、おおむね次のとおりである。

市は、警戒本部に代え災害対策本部の設置等、これに準じた対策を講ずる。



第2章 防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱

○ 市、都、指定地方行政機関及び指定公共機関等が実施する業務及び措置は、おおむね、次のとおりである。

1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市	1 市の防災会議、災害対策本部に関すること 2 東海地震対策の連絡調整に関すること 3 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること 4 地震予知情報等の収集伝達に関すること 5 住民等に対する防災対策の指導に関すること

2 府中警察署・府中消防署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
府中警察署	1 各種情報等の収集、連絡に関すること 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 3 交通の混乱等の防止に関すること
府中消防署	1 各種情報等の収集、連絡に関すること 2 災害の予防、警戒に関すること 3 住民等に対する指導に関すること 4 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程等に関すること

3 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 京王電鉄(株) 西武鉄道(株)	1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること
(株)NTT東日本 — 東京	電報、電話等の通信の確保に関すること
NTTコミュニケーションズ(株)	長距離・国際電話等の通信の確保に関すること
(株)NTTドコモ	携帯電話等の移動通信の確保に関すること
東京電力(株) 武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保全に関すること 2 電力需給に関すること
東京ガス(株)	1 ガスの供給に関すること 2 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の保全に関すること

4 協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
府中市医師会	1 医療及び助産活動に関すること 2 傘下医療機関との連絡調整に関すること
府中市歯科医師会	1 歯科医療に関すること 2 傘下歯科医療機関との連絡調整に関すること
府中市接骨師会	1 医療に関すること 2 傘下医療機関との連絡調整に関すること
府中市薬剤師会	1 医薬品の管理、調剤及び服薬指導に関すること 2 支部との連絡調整に関すること
府中市赤十字 奉仕団	1 救護班の編成及び医療並びに助産救護に関すること 2 日赤医療施設の保全に関すること
(社)東京都トラック 協会多摩支部	貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送の準備に関すること
(株)ジェイコム東京	1 地震予知情報等の放送に関すること 2 放送施設の保全に関すること

第3章 事前の備え

第1節 具体的な取組

【対策の体系・担当】

1 広報及び教育	市、府中消防署
2 事業所に対する指導等	市、府中消防署

1 広報及び教育

- 地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得するとともに理解を一層深める必要がある。
- 市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように、不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

1-1 広報

- 地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、府中の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防災と発災に伴う被害の軽減を図る。
- 広報の基本的流れは、次の4つに区分し、広報する
 - ① 平常時
 - ② 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
 - ③ 警戒宣言が発せられた時から発災まで
 - ④ 注意報が解除された時
- 広報内容は下記事項について実施する。
 - ① 東海地震についての教育、啓発及び指導
 - ② 東海地震に関する観測情報・注意情報についての広報
 - ③ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
 - ④ 府中市の予想震度、被害程度
 - ⑤ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
 - ⑥ 市民の心の安定のため警戒宣言時に防災関係機関が行う措置
 - ⑦ 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

- 主な例を示すと次のとおりである。
 - ① 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ア 通勤電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - イ 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - ウ その他防災上必要な事項
 - ② 道路交通の混乱防止のための広報
 - ア 警戒宣言時の交通規制の内容
 - イ 自動車利用の自粛の呼び掛け
 - ウ その他防災上必要な事項
 - ③ 電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報
 - ア 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
 - イ 回線のふくそうと規制の内容
 - ④ 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - ア 生活関連物資取扱店の営業
 - イ 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。
 - ⑤ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業及び急いで引き出しをする必要のないこと。
 - ⑥ その他の広報
 - 電話・ガス等の使用上の注意
- 広報の方法
 - パンフレットの配布、講演会の開催、報道機関への情報提供等により、防災知識の普及を図る。

1-2 教育指導

(1) 児童・生徒等に対する教育

- 学校等においては、次の事項について関係職員及び児童生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。
 - ① 教育指導事項
 - ア 東海地震に関する基本的事項
 - イ 教職員の分担業務
 - ウ 警戒宣言時の臨時休業措置
 - エ 児童・生徒の下校（園）時等の安全措置
 - オ 学校（園）に残留する児童・生徒の保護方法
 - カ その他の防災措置

② 教育指導方法

- ・ 児童・生徒に対しては震災対策補助教材「防災ノート～災害と安全～」に東海地震対策を盛り込み防災教育を行う。
- ・ 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
- ・ 保護者に対しては、PTA等の活動を通して周知徹底を図る。

(2) 自動車運転者に対する教育

- 都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適正な行動がとれるように事前に次の事項について教育指導を行う。

① 教育指導事項

- ア 東海地震に関する基本的事項
- イ 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- ウ 自動車運転者の取るべき措置
- エ その他の防災措置等

② 教育指導の方法

- ア 運転免許更新時の講習
- イ 安全運転管理者講習
- ウ 自動車教習所における教育・指導

2 事業所に対する指導等**2-1 事業所防災計画等の作成**

- 警戒宣言発令時の対応措置に関して「消防計画」、「共同防火管理協議事項」、「予防規程」及び「事業所防災計画」において、次の項目について検討し、定めておく。

(1) 防災体制の確立

- 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

- ① テレビ、ラジオ等による情報の把握
- ② 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ③ 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- ④ 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- ⑤ 顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

- ① 劇場、映画館、地下施設、中高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- ② 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
- ③ その他消防計画等に定める事項の徹底

(4) 出火防止及び初期消火

- ① 火気使用設備器具の使用制限
- ② 危険物、薬品等の安全措置
- ③ 消防用設備等の点検
- ④ 初期消火態勢の確保

(5) 危害防止

- 商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2-2 事業所に対する指導

- 警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業者の果す役割が非常に大きい。このため、事業所に対し、「消防計画等予防規程」及び「事業所防災計画」に定めるよう指導を行う。

(1) 対象事業所（一般事業所）

機 関	対 象 事 業 所
府中消防署	1 「消防法」及び「東京都火災予防条例」により「消防計画等」を作成することとされている事業所 2 「東京都震災対策条例」により「事業所防災計画」を作成することとされている事業所

(2) 事業所指導の内容

① 「消防計画」等に定める事項

- ア 警戒宣言時における事業所の営業の継続又は自粛等に関する事
- イ 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達及び情報収集に関する事
- ウ 火気の取扱いの中止等出火防止措置に関する事
- エ 顧客、従業員等施設利用者の安全確保に関する事
- オ 従業員の時差退社に関する事
- カ 自衛消防組織の編成及び活動要領に関する事
- キ 化学薬品等危険物類の転倒、落下防止措置及び貯蔵取扱施設の安全措置の確認に関する事
- ク 防火対象物の施設、消防用設備等の点検に関する事
- ケ 警戒宣言に関する教育訓練に関する事
- コ その他警戒宣言に関する必要な措置に関する事

② 「予防規程（危険物施設）」に定める事項

(但し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く)

- ア 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他の措置に関する事
- イ 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関する事
- ウ 危険物等の流失拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関する事
- エ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関する事
- オ 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関する事
- カ 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関する事
- キ 警戒宣言に関する教育・訓練に関する事
- ク タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関する事
- ケ 地域住民に対する広報に関する事
- コ その他の地震防災上必要な措置に関する事

③ 指導方法

- ア 防災指導等印刷物による指導
- イ 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- ウ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

2-3 防災訓練

- 宣言時において、防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言時の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災関係機関別訓練を実施する。実施方法等については、「府中市地域防災計画（震災編）」第2部第2章を準用する。

第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて、実施すべき措置について定める。ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

第1節 具体的な取組

【対策の体系・担当】

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応	市、府中警察署、府中消防署
2 東海地震注意情報発表時の対応	市、府中警察署、府中消防署、鉄道事業者

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

1-1 情報名、情報内容及び都・市・防災関係機関の配備態勢

- 東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて、連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名	情報内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	<p>○ 東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちには、評価できない場合等に発表される。</p> <p>○ 本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合には、安心情報である旨を明記して発表される。</p>

2 東海地震注意情報発表時の対応

2-1 情報名、情報内容及び都・市・防災関係機関の配備態勢

- 東海地震注意情報（以下、本章においては「注意情報」という。）が発表された場合、市は担当職員の緊急参集を行うとともに、都や関係機関と相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	○ 東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

2-2 伝達体制

- 各機関の伝達体制は、次のとおりである。

機関	内容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、市教育委員会を通じて、市立学校（園）長に伝達する。 ○ 市内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。 ○ 市民及び地域防災組織への伝達は、報道機関の報道開始後に、防災行政無線及び広報車等により行う。

2-3 市・警視庁・東京消防庁の活動体制

機関	内 容
市	<p>1 府中市災害対策本部の設置準備 市は注意情報発表連絡報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制を取るとともに、市災害対策本部の設置準備に入る。</p> <p>2 職員の参集 職員の参集は、第一非常配備態勢を取る。なお、動員伝達は、各部、各課で定める情報伝達経路等により指示するものとする。</p> <p>3 注意情報発表時の所掌事務 市災害対策本部が設置されるまでの間、行政管理部防災危機管理課は関係各機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。</p> <p>ア 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のための広報 ウ 関係防災関係機関との連絡調整</p>
府中消防署	<p>○ 注意情報を受けた場合は、平素の消防業務（災害活動を除く）は停止、又は縮小し、次の措置を取る。</p> <p>ア 全消防職員の非常招集 イ 震災消防活動部隊の編成 ウ 救急医療情報の収集体制の強化 エ 救助救急資器材の準備 オ 情報受信体制の強化 カ 出火防止、初期消火等の広報の準備 キ その他消防活動上必要な情報の収集</p>
府中市消防団	<p>1 震災活動態勢の発令 2 所要の消防団員の非常招集 3 震災消防活動部隊の編成 4 団体部、分団本部の活動体制の強化 5 震災消防活動計画等対策資料の準備</p>

2-4 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

- 注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼び掛ける内容のものとなる。
- 市は、注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼び掛けるものとする。

2-5 注意情報時の混乱防止措置

- 注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災関係機関等の対応は、次のとおりである。

機関	内 容	
市	1 対応措置の内容 ア 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案及び実施 イ 混乱防止に関する情報の収集及び分析 ウ 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表 エ その他必要事項	
府中警察署	1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼び掛ける。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置を取るとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。	
鉄道機関	JR東日本	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 各支社社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置を取る。 ア 状況に応じて、適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 イ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 ウ 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
	京王電鉄	1 報道機関に対して、列車の運行状況等の情報提供等を行い、混雑緩和への協力要請を行う。 2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。 ア 状況により本社員の出動員を行う。 イ 各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行う。 ウ 放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて、改札規制等を実施する。 エ 駅構内営業の中止等、必要な措置を講じる。
	西武鉄道	1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置を取る。 掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。 2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。

第5章 警戒宣言時の応急活動体制

- 東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。
- 予知情報が発表され、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び市民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。
- このため、市、都及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

第1節 具体的な取組

【対策の体系・担当】

1 活動態勢	市、防災関係機関
2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	市、府中警察署、府中消防署
3 消防対策	市、府中警察署、府中消防署
4 危険物対策	府中警察署、府中消防署
5 警備、交通対策	市、府中警察署
6 公共輸送対策	市
7 学校	市、都、社会福祉協議会
8 電話、電報対策	市、通信事業者
9 電気、ガス、上下水道対策	市、ガス事業者、水道事業者、電力事業者
10 避難対策	市、府中消防署

1 活動態勢

1-1 市の活動体制

(1) 府中市災害対策本部の設置

- 市長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、「府中市地域防災計画（震災編）」第2部第5章に定めるところにより、府中市災害対策本部を設置する。

(2) 本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集伝達
- ② 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ③ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- ④ 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- ⑤ 市民への情報提供

1-2 その他の防災関係機関の活動体制

- 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、「東京都地域防災計画」及び各々が定める防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置を取る。
- 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。
- 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、市及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

1-3 相互応援協力

- 警戒宣言時において単一の防災関係機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災関係機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- 防災関係機関等の長及び代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は市区町村若しくは他の防災関係機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理する。
 - ① 応援を求める理由（あつせんを求める理由）
 - ② 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
 - ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ④ 応援を必要とする日時、時間
 - ⑤ 応援を必要とする場所
 - ⑥ 応援を必要とする活動内容
 - ⑦ その他必要な事項
- 都は、災害が発生し、他の道府県等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制、受入れ体制を確保するよう努めるものとする。

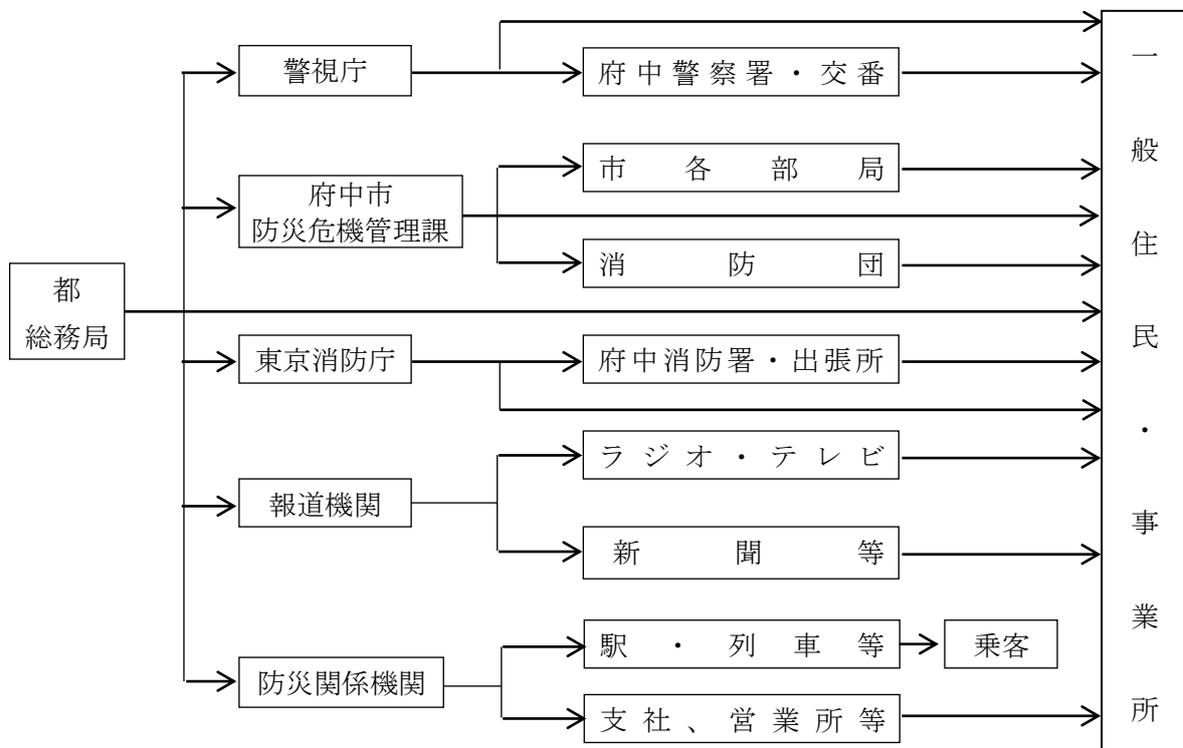
2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

- 各防災関係機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する。

2-1 警戒宣言の伝達等

(1) 一般市民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段

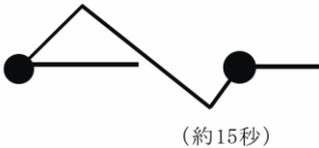
【警戒宣言の連絡伝達系統図】



(2) 伝達態勢

機 関	内 容
市	1 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を、各部局及び消防団に伝達する。 2 一般市民に対しては、府中警察署、府中消防署、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号（下図）並びに広報車、防災行政無線等の活用により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。
府中警察署	1 府中警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線及びその他の手段の活用により、各派出所、駐在所に伝達する。 2 府中市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
府中消防署	1 府中消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、全署員に伝達する。 2 市に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
府中市消防団	1 消防団は、防災課から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに団員に伝達する。 2 消防団は、市の指示に従い消防ポンプ自動車のサイレン及び機械器具置場のサイレンを吹鳴し、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
その他の防災関係機関	市から通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

【防災信号（サイレン）の吹鳴パターン】

警 鐘	サ イ レ ン
(5点) 	(約45秒) 
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(3) 伝達事項

- 警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。
 - ① 警戒宣言の内容
 - ② 府中市での予想震度
 - ③ 防災対策の実施の徹底
 - ④ その他特に必要な事項

2-2 警戒宣言時の広報

- 警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話のふくそうなどの混乱も考えられる。これらに対処するため、各防災関係機関や市は広報活動を積極的に実施する。
- なお、各現場で混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災関係機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、府中市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた府中市災害対策本部等は、必要情報を速やかに市民へ広報するものとする。

(1) 市の広報

- 市民に対して行う広報は都に準じて行うこととし、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。
 - ① 広報項目
 - ・ 警戒宣言の内容の周知徹底
 - ・ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼び掛け
 - ・ 防災措置の呼び掛け
 - ・ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け
 - ② 広報の実施方法
 - ・ 地域防災行政無線同報系、有線放送、広報車及び防災市民組織等を通じて広報活動を行う。

(2) その他の防災関係機関の広報

① 広報項目

○市民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり、都に準じて行う。

- ・市民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- ・各防災関係機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

② 広報の実施方法

- ・各防災関係機関は、従業員、顧客、都民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- ・この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- ・顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- ・広報文はあらかじめ定めておく。

2-3 交通対策

(1) 交通対策の基本

- 警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。
- 警戒宣言が発令された場合、府中現場警備本部内に、交通対策班を設置し、総合的指揮体制を取る。

基本方針	<ol style="list-style-type: none">1 市内の車両の走行は、できる限り抑制する。2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
------	--

(2) 運転者等の取るべき措置

- 警戒宣言時に、運転者等の取るべき措置の周知徹底に努める。

① 走行中の運転者が取るべき措置

- ・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速自動車国道では時速40km、一般道路では時速20kmに減速すること。
- ・カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて、行動する。
- ・目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。

- ・ バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。
- ・ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。
- ・ 現場警察官等の指示に従う。

② 駐車中の運転者の取るべき措置

- ・ 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
- ・ 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切る。なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。
- ・ 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

(3) 交通管理者の取るべき措置

- 警戒宣言が発令された場合は、緊急交通路（府中市内では甲州街道）を対象に交通規制を行う。
- 状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。
- 警戒宣言発令後速やかに警察官を主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

(4) 道路管理者等の取るべき措置

機 関	内 容
市	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には主要道路を重点に、地震発災時に交通障害となるおそれのある道路の損傷等について緊急特別監察を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

3 公共輸送対策

3-1 鉄道対策

(1) 情報伝達

① 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

② 警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

① J R 東日本

安全な方法により、極力列車の運転を確保する。

② 民鉄各社

ア 運行方針

防災関係機関、報道機関及び J R 各社との協力の下に、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

機 関	警 戒 宣 言 当 日	翌 日 以 降
京王電鉄 西武鉄道	○ 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	○ あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し減速運転を行う。なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(3) 乗客集中防止対策

- 警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。
- このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置を取る。

機 関	内 容
東京消防庁	○ 平常時から、各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社の徹底及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。
J R 東日本 京王電鉄 西武鉄道	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時から運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛け、協力を要請する。

(4) 主要駅での対応

- ターミナル駅等の主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、次の対応措置を講ずる。

機 関	内 容
J R 東日本 京王電鉄	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じて、応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

3-2 バス、タクシー等対策**(1) 情報伝達**

- 乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>ア 運行方針 防災関係機関の協力の下に地域の実情に応じた、可能な限り運行を行う。</p> <p>イ 運行計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言が発せられたときは、減速運転（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 ・ 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置を取る。 ・ 危険箇所等を通る路線については運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置を取る。 ・ 翌日以降については、上記により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置を取る。 ・ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 <p>2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
(一社) 東京ハイヤー・タクシー協会 (社) 東京都個人タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤー 防災関係機関の協力の下に、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p>

(3) 混乱防止措置

① 旅客の集中防止

○ 旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁、東京消防庁及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

② バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

○ 関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

4 学校対策

- 幼稚園、小・中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修・各種学校

4-1 注意情報発表時の対応

(1) 児童生徒等に対する伝達と指導

- 学校（園）は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業（保育）の再開等について説明する。
- 児童生徒等の安全を図る指導に当たり、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(2) 注意情報が発表された時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

- 注意情報が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。
- 学校（園）においては、注意情報が発表された段階では授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置を取る。
- したがって、学校（園）は平素から、保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。
- 特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置を取りながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。
- なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置を取る。

4-2 警戒宣言時の対応

(1) 在校時

- 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置を取る。
- 警戒宣言が発せられた後、児童生徒等を、計画に従って、次のとおり帰宅させる。
- なお、強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた都内の寄宿先に帰宅させる。寄宿先のない者については、学校において保護する。

種 別	内 容
幼稚園 小学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 ○ 保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
中・高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 ○ 帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置を取る。 ○ 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者に引き渡す。保護者に引き渡すまでは学校において保護する。 ○ スクールバスを使用している児童生徒等については、保護者に、事前に指定してある地点で引き渡す。 ○ 児童生徒等の通学範囲、障害の状態、寄宿舎生及び残留児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置を取る。その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障害により帰宅所要時間が長時間となるため、注意情報の発表の段階で、各学校から保護者に引渡しの緊急連絡を行う。
小・中学校 心身障害学級	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校に準じて措置するよう指導する。

(2) 校外指導時

- 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡を取り、その地の警戒本部又は府中市災害対策本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡を取り、校長は、対応の状況を都（市）教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。
- 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡を取り、原則として即時帰校（園）の措置を取る。
 - ・ 帰校（園）後、児童生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置を取る。
 - ・ 強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡を取り、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置を取る。

4-3 学校（園）におけるその他の対応策

- 児童生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置を取る。
- 学校（園）に残留し保護する児童生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- 残留する児童生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置を取る。

残留する児童生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、都（市）教育委員会又は所轄庁へ報告する。

4-4 警戒解除宣言の連絡等

- 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、都市の広報等によって得るものとする。
- 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

5 電話通信対策

5-1 警戒宣言時のふくそう防止措置

機関	内容	機 関
NTT東日本	電話	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <p>1 確保する業務</p> <p>ア 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</p> <p>イ 街頭公衆電話からの通話</p> <p>ウ 非常、緊急扱い通話（交換手扱いの通話）</p> <p>2 可能な限りにおいて取り扱う業務</p> <p>ア 一般加入電話からのダイヤル通話</p> <p>イ 100番通話（手話通話を含む）</p> <p>ウ 営業窓口</p> <p>エ 防災関係機関等から緊急な要請への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 故障修理 ・ 臨時電話、臨時専用回線等の開通 <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
NTTコミュニケーションズ	長距離・国際通信	<p>○ 警戒宣言発表以降も、長距離・国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しくふくそうしたときは、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。</p>
NTTドコモ	移動通信	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により以下の措置を行う。</p> <p>○ 通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しくふくそうしたときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。</p>
KDDI	通信サービス	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。</p> <p>ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しくふくそうしたときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置を取る。</p>

5-2 広報措置の実施

機 関	内 容
NTT東日本	<p>1 警戒宣言が発せられた時等において通話がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について支店前掲示により、地域のお客様等に広報するとともに、さらにテレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。</p> <p>ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</p> <p>イ お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況を含む。）</p> <p>ウ 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況電報の受付及び配達状況</p> <p>エ 電報の受付及び配達状況</p> <p>オ 営業窓口における業務実施状況</p> <p>カ その他必要とする事項</p> <p>2 前項の広報をするに当たり、必要に応じて、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。</p>

5-3 防災措置の実施

機 関	内 容
NTT東日本	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。</p> <p>1 警戒宣言等の発令</p> <p>2 警戒宣言のお客様等への周知</p> <p>3 対策要員の確保</p> <p>4 社外機関との協調</p> <p>5 お客様及び社員等の安全確保</p> <p>6 地震防災応急対策業務の実施</p>

6 電気、ガス、上下水道対策

6-1 電気（東京電力）

- 警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続し、次の措置を取る。
 - ① 人員、資機材の点検確保
 - ② 電力の緊急融通
 - ③ 安全広報
 - ④ 施設の応急安全措置

6-2 ガス

- 警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じる。
 - ① 人員、資器材の点検確保
 - ② 警戒宣言時の需要家に対する広報
 - ③ 施設等の保安措置

6-3 上水道

- 緊警戒宣言時においても、飲料水は平常通り供給する。
- 市民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。
 - ① 当座の飲料水のくみ置き要請
 - ② 地震発生後の避難に当たっての注意事項
 - ③ 地震発生後の広報等の実施方法
 - ④ 地震発生後における市民への注意事項

6-4 下水道

- 警戒宣言が発せられた場合、次のとおり処理する。
 - ① 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、ポンプ場及び管きょ施設の点検強化及び整備を行う。
 - ② 工事現場では、工事を即時中止し、現場の保安態勢を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

7 避難対策

- 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

7-1 事前対策

(1) 危険が予想される地区の選定

- 市長は、市内の急傾斜地等の危険地域について各関係機関と連絡を密にし実情把握を行いあらかじめ地区選定を行っておく。

(2) 避難者収容施設の指定

- 市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておく。
なお、指定に当たっては、次の点に留意する。
 - ・ 火災の危険度の低い場所に立地していること。
(木造建物密集地、危険物取扱(貯蔵)施設の周辺は避ける。)
 - ・ 耐震性、耐火性を有すること。
 - ・ 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。
 - ・ 落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。
 - ・ 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。
 - ・ 避難所の運営に必要な資器材(調理、給食、非常照明等)、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

(3) 周知、伝達方法

- 避難を必要とする市民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法(有線放送、広報車、防災無線等)及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

7-2 警戒宣言時における対応

(1) 避難勧告

- 市長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、上記(3)に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

- 市長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局及び地元府中警察署、府中消防署、水道局、保健所等関係機関に連絡する。
都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。
- 市長は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出しその他による食品の供給を行う。
- 市長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

(3) 避難所等における市職員の配置

- 避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

(4) 避難生活の維持・運営

- (3)で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。
- 市長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉保健局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。
- 都の各機関は、市から不足品等についての連絡を受けたときは、迅速に市に供給する。

第6章 市民・事業所等の取るべき措置

- 東海地震は、現時点においては、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国、都・市をはじめとする各防災関係機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。
- しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることは、限界がある。
- 市民・自主防災組織・事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携を取ることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人ひとりが理解したうえ、市民・自主防災組織・事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

第1節 具体的な取組

【対策の体系・担当】

1 市民の取るべき措置	市、府中消防署
2 自主防災組織の取るべき措置	市、府中消防署
3 事業所の取るべき措置	市、府中消防署

1 市民の取るべき措置

1-1 平常時

- 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- 消火器具など防災用品を準備しておく。
- 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- 水（1日一人3ℓ目安）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ・ 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - ・ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。

1 市民の取るべき措置

- 防災訓練や防災事業へ参加する。
都・市・府中消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- 災害要援護者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に市、自主防災組織や府中消防署・交番等に知らせておく。

1-2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 電話の使用を自粛する。
- 自動車の利用を自粛する。

1-3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 情報の把握を行う。
 - ・ 市等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - ・ 市・都・警察・消防等防災関係機関からの情報に注意する。
 - ・ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- 火気の使用に注意する。
 - ・ ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - ・ メーターガス栓の位置を確認する。（避難するときは、メーターガス栓及び元栓を閉める。）
 - ・ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）
 - ・ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - ・ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置を取る。
- 窓ガラス等の破損落下防止を図る。
 - ・ 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - ・ ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。

- 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。(非常持出品の準備)
- 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- 自家用車の利用を自粛する。
 - ・ 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - ・ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ・ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- 幼児、児童の行動に注意する。
 - ・ 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - ・ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- エレベーターの使用は避ける。
- 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- 買い急ぎをしない。

2 自主防災組織の取るべき措置

2-1 平常時

- 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ・ 市及び防災関係機関からされた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - ・ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- 地域内の災害要援護者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2-2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼び掛ける。

2-3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 市等からの情報を地区内住民に伝達する。
- 自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- 地区内住民に取るべき措置を呼び掛ける。
- 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 高齢者や病人の安全に配慮する。
- 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- 救急医薬品等を確認する。
- 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

2-4 その他

- その他自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

3 事業所の取るべき措置

3-1 平常時

- 事業所防災計画等の作成
 - ・ 消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成
- 従業員等に対する防災教育の実施
- 自衛消防訓練の実施
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

3-2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時の取るべき措置を確認又は準備する。
- その他状況により、必要な防災措置を行う。

3-3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。
- 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下施設等の店舗にあつては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止しやむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- 商品、設備器具の転倒落下及び窓ガラス等の破損防止措置を確認する。
- 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に都・市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 一般事業所の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。